

男女共同参画基本計画推進状況調査

7 女性に対するあらゆる暴力の根絶

男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会報告

- A：「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について」（平成13年10月 男女共同参画会議決定）
B：「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について（その2）」（平成14年4月 男女共同参画会議決定）
C：「配偶者暴力防止法の施行状況等について」（平成15年6月 報告）
D：「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」（平成16年3月 報告）

施策の基本的方向	具体的施策	関連提言等	施策の実施状況及び関連統計等																																																																																																												
4 売買春への対策の推進	(1)売買春の取締りの強化、売買春からの女性の保護、社会復帰支援 ①売買春の根絶に向けた取締りの強化等 <u>女性が売買春の被害者とならないよう、売買春の根絶に向け、売春防止法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（以下「児童買春・児童ポルノ法」という。）等の関係規定を厳正かつ適切に運用し、売春の周旋行為等の取締りの強化を図る。</u>	・D「2 売買春・児童買春・人身取引（トラフィッキング）」 (1) 売買春 ① 児童を対象とするもの、搾取を伴う売春、暴力団が介入するもの、外国人女性を対象とするものについては、厳正な取締りが有効な手段であり、今後、も厳正な取締りに努めるべきである。	①売買春の根絶に向けた取締りの強化等 ・ 検察当局において、警察から売春防止法違反、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反等として送致を受けた事件について、必要な捜査を遂げた上、事案の内容に応じ科刑（法務省） ・平成15年の全国の検察庁における売春防止法違反事件の通常受理件数は1247件、起訴件数は948件（うち公判請求615件、略式命令請求333件）、不起訴件数は284件。また、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反事件の通常受理件数は1391件、起訴件数は1241件（うち公判請求485件、略式命令請求756件）、不起訴件数は85件（法務省） ・売春防止法違反の検挙状況（警察庁） <table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="2">平成12年</th><th colspan="2">平成13年</th><th colspan="2">平成14年</th></tr><tr><th>件数</th><th>人員</th><th>件数</th><th>人員</th><th>件数</th><th>人員</th></tr><tr><td colspan="2">総数</td><td>2,947</td><td>1,225</td><td>2,840</td><td>1,177</td><td>2,901</td><td>1,200</td></tr><tr><td rowspan="4">街娼型 管理型</td><td>勧誘等</td><td>345</td><td>354</td><td>278</td><td>277</td><td>234</td><td>227</td></tr><tr><td>場所提供</td><td>83</td><td>129</td><td>67</td><td>88</td><td>69</td><td>132</td></tr><tr><td>管理売春</td><td>10</td><td>26</td><td>13</td><td>36</td><td>4</td><td>7</td></tr><tr><td>資金提供</td><td>3</td><td>4</td><td>3</td><td>4</td><td>9</td><td>9</td></tr><tr><td rowspan="2">派遣型</td><td>周旋</td><td>1,585</td><td>614</td><td>1,724</td><td>684</td><td>2,015</td><td>747</td></tr><tr><td>契約</td><td>911</td><td>88</td><td>742</td><td>74</td><td>539</td><td>62</td></tr><tr><td colspan="2">その他</td><td>10</td><td>10</td><td>13</td><td>14</td><td>31</td><td>16</td></tr></table> <table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="2">平成15年</th></tr><tr><th>件数</th><th>人員</th></tr><tr><td colspan="2">総数</td><td>2,411</td><td>1,144</td></tr><tr><td rowspan="4">街娼型 管理型</td><td>勧誘等</td><td>230</td><td>231</td></tr><tr><td>場所提供</td><td>95</td><td>144</td></tr><tr><td>管理売春</td><td>8</td><td>11</td></tr><tr><td>資金提供</td><td>6</td><td>6</td></tr><tr><td rowspan="2">派遣型</td><td>周旋</td><td>1,459</td><td>685</td></tr><tr><td>契約</td><td>610</td><td>65</td></tr><tr><td colspan="2">その他</td><td>3</td><td>2</td></tr></table> ・児童買春、児童ポルノ法に基づく取締りの実施（7－4（2）①後掲）（警察庁）			平成12年		平成13年		平成14年		件数	人員	件数	人員	件数	人員	総数		2,947	1,225	2,840	1,177	2,901	1,200	街娼型 管理型	勧誘等	345	354	278	277	234	227	場所提供	83	129	67	88	69	132	管理売春	10	26	13	36	4	7	資金提供	3	4	3	4	9	9	派遣型	周旋	1,585	614	1,724	684	2,015	747	契約	911	88	742	74	539	62	その他		10	10	13	14	31	16			平成15年		件数	人員	総数		2,411	1,144	街娼型 管理型	勧誘等	230	231	場所提供	95	144	管理売春	8	11	資金提供	6	6	派遣型	周旋	1,459	685	契約	610	65	その他		3	2
		平成12年				平成13年		平成14年																																																																																																							
		件数	人員	件数	人員	件数	人員																																																																																																								
総数		2,947	1,225	2,840	1,177	2,901	1,200																																																																																																								
街娼型 管理型	勧誘等	345	354	278	277	234	227																																																																																																								
	場所提供	83	129	67	88	69	132																																																																																																								
	管理売春	10	26	13	36	4	7																																																																																																								
	資金提供	3	4	3	4	9	9																																																																																																								
派遣型	周旋	1,585	614	1,724	684	2,015	747																																																																																																								
	契約	911	88	742	74	539	62																																																																																																								
その他		10	10	13	14	31	16																																																																																																								
		平成15年																																																																																																													
		件数	人員																																																																																																												
総数		2,411	1,144																																																																																																												
街娼型 管理型	勧誘等	230	231																																																																																																												
	場所提供	95	144																																																																																																												
	管理売春	8	11																																																																																																												
	資金提供	6	6																																																																																																												
派遣型	周旋	1,459	685																																																																																																												
	契約	610	65																																																																																																												
その他		3	2																																																																																																												

男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会報告
A：「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について」（平成13年10月 男女共同参画会議決定）
B：「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について（その2）」（平成14年4月 男女共同参画会議決定）
C：「配偶者暴力防止法の施行状況等について」（平成15年6月 報告）
D：「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」（平成16年 3月 報告）

施策の基本的方向	具体的施策	関連提言等	施策の実施状況及び関連統計等																																																																					
	②社会復帰支援の充実 売春を行ったために保護観察に付された女性に対しては、社会の中で通常の生活をさせながら、必要な指導等や就職の援助、生活環境の調整等を行うことにより、再び売春を行うことのないよう社会復帰を支援する。また、刑務所、少年院及び婦人補導院における矯正教育の一層の充実に努める。	・D「2 売買春・児童買春・人身取引（トラフィッキング）」 (1) 売買春 ② 押取を伴う売春の被害者の保護及び自立支援については、婦人相談所と関係機関との連携を強化する必要がある。	②社会復帰支援の充実 ・矯正教育の充実（法務省） 矯正施設においては、対象者の特性に応じて個別指導・集団指導を適宜組み合わせ指導するなど、矯正教育の一層の充実を図る																																																																					
	③売買春からの女性保護 売買春を未然に防止するため、経済的、精神的に不安定な状態にある女性に対して広く相談に応じる中で、売春をするおそれのある女性を早期に発見し、指導する等、婦人相談所及び婦人保護施設並びに婦人相談員による婦人保護事業の積極的な実施に努める。		③売買春からの女性保護 ・相談、保護の実施（厚生労働省） <table><tr><td></td><td>12年度</td><td>13年度</td><td>14年度</td><td>15年度</td></tr><tr><td>婦人相談所における売春等の相談件数</td><td>125件</td><td>179件</td><td>130件</td><td>163件</td></tr></table> <table><tr><td></td><td>12年度</td><td>13年度</td><td>14年度</td><td>15年度</td></tr><tr><td>売春等による一時保護の状況</td><td>47件</td><td>67件</td><td>63件</td><td>43件</td></tr></table> ・心理的・精神的に不安定な状態にある被害者に対し、カウンセリング等を行う心理療法担当職員の配置（厚生労働省 14年度～）（1(2)①に前掲）		12年度	13年度	14年度	15年度	婦人相談所における売春等の相談件数	125件	179件	130件	163件		12年度	13年度	14年度	15年度	売春等による一時保護の状況	47件	67件	63件	43件																																																	
	12年度	13年度	14年度	15年度																																																																				
婦人相談所における売春等の相談件数	125件	179件	130件	163件																																																																				
	12年度	13年度	14年度	15年度																																																																				
売春等による一時保護の状況	47件	67件	63件	43件																																																																				
(2)児童買春に対する対策の推進	・D「2 売買春・児童買春・人身取引（トラフィッキング）」 (2) 児童買春 ① 児童買春については、児童買春・ポルノ法等に基づいて児童買春をした者や児童買春の周旋をした者等に対する厳正な取締りに、今後とも積極的に取り組んでいく必要がある。 ② 援助交際については、これが児童買春につながるものであることを認識するとともに、児童が自分を大切にし、売春に走らないような指導啓発を家庭教育・学校教育の機会等を通じて推進する必要がある。 ③ 出会い系サイトの利用に起因する児童買春等による児童の被害が多発していることから、出会い系サイト規制法に基づき、出会い系サイトを利用して児童を性交等の相手方となるように誘引する行為等の厳正な取締りを行うとともに、国民への広報啓発や事業者への働き掛けなど児童による出会い系サイトの利用を防止するための施策を推進する必要がある。 ④ 買春側の大人に対する社会的、倫理的啓発活動や加害者の再犯防止対策についても検討する必要がある。	・児童買春・児童ポルノ法に基づく児童買春事犯の取締りの推進（警察庁） ・「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」（平成15年法律第83号）の施行（平成15年9月13日・12月1日施行）（警察庁） ・「出会い系サイト」から少年を守るための広報啓発用リーフレット・ビデオの作成（警察庁） ・児童買春・ポルノ法違反（児童買春）事犯に係る被害少年人員（警察庁） <table><tr><td></td><td colspan="2">平成13年</td><td colspan="2">平成14年</td><td colspan="2">平成15年</td></tr><tr><td></td><td>総数</td><td>うち女子</td><td>総数</td><td>うち女子</td><td>総数</td><td>うち女子</td></tr><tr><td>未就学</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>小学生</td><td>5</td><td>5</td><td>4</td><td>4</td><td>6</td><td>4</td></tr><tr><td>中学生</td><td>453</td><td>448</td><td>625</td><td>613</td><td>558</td><td>551</td></tr><tr><td>高校生</td><td>462</td><td>461</td><td>544</td><td>541</td><td>591</td><td>587</td></tr><tr><td>大学生等</td><td>9</td><td>9</td><td>6</td><td>6</td><td>2</td><td>2</td></tr><tr><td>有職少年</td><td>26</td><td>26</td><td>56</td><td>56</td><td>36</td><td>36</td></tr><tr><td>無職少年</td><td>197</td><td>197</td><td>319</td><td>318</td><td>263</td><td>262</td></tr><tr><td>合計</td><td>1,152</td><td>1,146</td><td>1,554</td><td>1,538</td><td>1,456</td><td>1,442</td></tr></table>		平成13年		平成14年		平成15年			総数	うち女子	総数	うち女子	総数	うち女子	未就学	0	0	0	0	0	0	小学生	5	5	4	4	6	4	中学生	453	448	625	613	558	551	高校生	462	461	544	541	591	587	大学生等	9	9	6	6	2	2	有職少年	26	26	56	56	36	36	無職少年	197	197	319	318	263	262	合計	1,152	1,146	1,554	1,538	1,456	1,442
	平成13年		平成14年		平成15年																																																																			
	総数	うち女子	総数	うち女子	総数	うち女子																																																																		
未就学	0	0	0	0	0	0																																																																		
小学生	5	5	4	4	6	4																																																																		
中学生	453	448	625	613	558	551																																																																		
高校生	462	461	544	541	591	587																																																																		
大学生等	9	9	6	6	2	2																																																																		
有職少年	26	26	56	56	36	36																																																																		
無職少年	197	197	319	318	263	262																																																																		
合計	1,152	1,146	1,554	1,538	1,456	1,442																																																																		
			・出会い系サイトに関係した事件の検挙件数（警察庁） <table><tr><td></td><td colspan="4">(件)</td></tr><tr><td></td><td>H12</td><td>H13</td><td>H14</td><td>H15</td></tr><tr><td>児童買春・ポルノ法違反</td><td>41</td><td>387</td><td>813</td><td>810</td></tr><tr><td>青少年保護育成条例違反</td><td>20</td><td>221</td><td>435</td><td>448</td></tr><tr><td>重要犯罪（殺人・強盗・強姦等）</td><td>15</td><td>73</td><td>100</td><td>137</td></tr><tr><td>粗暴犯（暴行・傷害・脅迫・恐喝）</td><td>7</td><td>66</td><td>128</td><td>108</td></tr><tr><td>その他</td><td>21</td><td>141</td><td>255</td><td>243</td></tr><tr><td>計</td><td>104</td><td>888</td><td>1,731</td><td>1,746</td></tr></table>		(件)					H12	H13	H14	H15	児童買春・ポルノ法違反	41	387	813	810	青少年保護育成条例違反	20	221	435	448	重要犯罪（殺人・強盗・強姦等）	15	73	100	137	粗暴犯（暴行・傷害・脅迫・恐喝）	7	66	128	108	その他	21	141	255	243	計	104	888	1,731	1,746																													
	(件)																																																																							
	H12	H13	H14	H15																																																																				
児童買春・ポルノ法違反	41	387	813	810																																																																				
青少年保護育成条例違反	20	221	435	448																																																																				
重要犯罪（殺人・強盗・強姦等）	15	73	100	137																																																																				
粗暴犯（暴行・傷害・脅迫・恐喝）	7	66	128	108																																																																				
その他	21	141	255	243																																																																				
計	104	888	1,731	1,746																																																																				

男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会報告
A：「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について」（平成13年10月 男女共同参画会議決定）
B：「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について（その2）」（平成14年4月 男女共同参画会議決定）
C：「配偶者暴力防止法の施行状況等について」（平成15年6月 報告）
D：「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」（平成16年 3月 報告）

施策の基本的方向	具体的施策	関連提言等	施策の実施状況及び関連統計等																																																																																																													
	①児童買春の根絶に向けた取締りの強化 児童買春は、児童の権利に対する重大な侵害であり、その心身の成長に甚大な悪影響を及ぼすおそれがあることから、児童買春・児童ポルノ法に基づく取締りを厳正かつ的確に推進する。また、事件の捜査・公判において児童の人権及び特性に配慮する。	「『出会い系サイト』に係る児童買春等の被害から年少者を守るために当面講ずべき措置」（平成14年10月21日青少年育成推進会議申合せ）の中で、①広報啓発活動等の推進、②事業者等に対する協力要請、③取締りの強化等、④法規制の検討を提言(内閣府)	(2)児童買春に対する対策の推進(法務省) ・検察当局において、警察から児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反等として送致を受けた事件について、必要な捜査を遂げた上、事案の内容に応じた科刑を実施（法務省） （平成15年に全国の検察庁における児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反事件の通常受理件数は1391件、起訴件数は1241件（うち公判請求485件、略式命令請求756件）、不起訴件数は85件） ・事件の捜査・公判において、各地方検察庁に配置された被害者支援員が、児童や保護者からの相談等に対応しているほか、児童の人権及び特性に配慮した刑事手続を運用（法務省） （例：捜査段階においては、必要な場合には女性捜査官に事情聴取及びその立会を担当させる、来庁について女性警察官や保護者に同行や送迎を依頼すること、事情聴取において保護者を付き添わせる、取調べにふさわしい場所として児童の自宅等で聴取を実施することなど）、被害者となった児童の立場に配慮する運用を行っている。 ・被害者である児童が公判廷において証言することが必要な場合、検察において、交互尋問により被害児童に配慮した発問方法を工夫、事案に応じて、証人への付添い、証人の遮へい、ビデオリンク方式による証人尋問の措置等が実現されるよう、意見を述べるなどして、児童の立場に配慮（法務省） ・上記の取組に関連し、検察職員に対し、その経験や能力等に応じて、犯罪被害者の保護・支援、女性に対する配慮等に関する研修を実施（法務省） ・児童買春・児童ポルノ法に基づく児童買春事犯の取締りの推進（警察庁）（7－1（2）⑤に前掲） 児童買春・児童ポルノ法の検挙状況 <table><tr><th rowspan="3">区分</th><th colspan="6">件 数</th><th colspan="6">人 員</th></tr><tr><th rowspan="2">計</th><th colspan="2">児童買春</th><th colspan="2">児童ポルノ</th><th rowspan="2">計</th><th colspan="2">児童買春</th><th colspan="2">児童ポルノ</th><th rowspan="2"></th><th rowspan="2"></th></tr><tr><th>うちテレホンクラブ営業に係るもの</th><th>うち出会い系サイト利用に係るもの</th><th>うちインターネット利用に係るもの</th><th>うちテレホンクラブ営業に係るもの</th><th>うち出会い系サイト利用に係るもの</th><th>うちインターネット利用に係るもの</th></tr><tr><td>年</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>15</td><td>1,945</td><td>1,731</td><td>212</td><td>791</td><td>214</td><td>102</td><td>1,374</td><td>1,182</td><td>174</td><td>568</td><td>192</td><td>100</td></tr><tr><td>14</td><td>2,091</td><td>1,902</td><td>478</td><td>787</td><td>189</td><td>140</td><td>1,366</td><td>1,201</td><td>356</td><td>493</td><td>165</td><td>104</td></tr><tr><td>増減数</td><td>▲146</td><td>▲171</td><td>▲266</td><td>4</td><td>25</td><td>▲38</td><td>8</td><td>▲19</td><td>▲182</td><td>75</td><td>27</td><td>▲4</td></tr><tr><td>増減率</td><td>▲7.0</td><td>▲9.0</td><td>▲55.6</td><td>0.5</td><td>13.2</td><td>▲27.1</td><td>0.6</td><td>▲1.6</td><td>▲51.1</td><td>15.2</td><td>16.4</td><td>▲3.8</td></tr><tr><td>13</td><td>1,562</td><td>1,410</td><td>503</td><td>379</td><td>152</td><td>128</td><td>1,026</td><td>898</td><td>357</td><td>237</td><td>128</td><td>99</td></tr></table> ・児童買春・児童ポルノ法に基づく児童買春事犯の取締りの推進（7 4（1）①参照）及び被害児童に対する継続的な支援の実施（警察庁） ・「出会い系サイト」から少年を守るための広報啓発用リーフレット・ビデオの作成（警察庁）（7－1（2）⑤に再掲） ・「出会い系サイト」に係る被害実態や中高生自らが注意する事項を啓発するためのポスターを、関係団体を通じて、全国の中学校や高等学校に2万部配布（内閣府）	区分	件 数						人 員						計	児童買春		児童ポルノ		計	児童買春		児童ポルノ				うちテレホンクラブ営業に係るもの	うち出会い系サイト利用に係るもの	うちインターネット利用に係るもの	うちテレホンクラブ営業に係るもの	うち出会い系サイト利用に係るもの	うちインターネット利用に係るもの	年													15	1,945	1,731	212	791	214	102	1,374	1,182	174	568	192	100	14	2,091	1,902	478	787	189	140	1,366	1,201	356	493	165	104	増減数	▲146	▲171	▲266	4	25	▲38	8	▲19	▲182	75	27	▲4	増減率	▲7.0	▲9.0	▲55.6	0.5	13.2	▲27.1	0.6	▲1.6	▲51.1	15.2	16.4	▲3.8	13	1,562	1,410	503	379	152	128	1,026	898	357	237	128	99
区分	件 数						人 員																																																																																																									
	計	児童買春			児童ポルノ		計	児童買春		児童ポルノ																																																																																																						
		うちテレホンクラブ営業に係るもの	うち出会い系サイト利用に係るもの	うちインターネット利用に係るもの	うちテレホンクラブ営業に係るもの	うち出会い系サイト利用に係るもの		うちインターネット利用に係るもの																																																																																																								
年																																																																																																																
15	1,945	1,731	212	791	214	102	1,374	1,182	174	568	192	100																																																																																																				
14	2,091	1,902	478	787	189	140	1,366	1,201	356	493	165	104																																																																																																				
増減数	▲146	▲171	▲266	4	25	▲38	8	▲19	▲182	75	27	▲4																																																																																																				
増減率	▲7.0	▲9.0	▲55.6	0.5	13.2	▲27.1	0.6	▲1.6	▲51.1	15.2	16.4	▲3.8																																																																																																				
13	1,562	1,410	503	379	152	128	1,026	898	357	237	128	99																																																																																																				

男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会報告
A：「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について」（平成13年10月 男女共同参画会議決定）
B：「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について（その2）」（平成14年4月 男女共同参画会議決定）
C：「配偶者暴力防止法の施行状況等について」（平成15年6月 報告）
D：「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」（平成16年 3月 報告）

施策の基本的方向	具体的施策	関連提言等	施策の実施状況及び関連統計等																																																
	②相談体制の充実 児童買春の被害者となった児童に対し、相談、一時保護、児童養護施設等への入所などを行い、場合により心理的治療を行うなどその心身の状況に応じた適切な処遇を行う。 子どもや保護者を対象とする電話相談事業等の相談体制の充実に努める。 また、学校教育の場においても、児童買春等により心身に被害を受けた児童・生徒を学校において発見した場合には、プライバシーに十分配慮した上で、学級担任や養護教諭、スクールカウンセラーなどの学校の職員が一体となって相談に乗ったり、関係機関と連携をとるなど、より適切な措置を講じる。	②相談体制の充実 「心の専門家」であるスクールカウンセラーを学校に配置することで教育相談体制を充実（文部科学省 7年度～） - 養護教諭等の資質の向上を図るため、各種研修会の実施（文部科学省） - 児童相談所及び一時保護所のか所数 <table><tr><td></td><td>12年度</td><td>13年度</td><td>14年度</td><td>15年度</td><td>16年度</td></tr><tr><td>児童相談所</td><td>174</td><td>175</td><td>180</td><td>182</td><td>182</td></tr><tr><td>一時保護所</td><td>108</td><td>108</td><td>108</td><td>110</td><td>110</td></tr></table> - 児童相談所における児童買春等被害相談処理件数 <table><tr><td></td><td>12年度</td><td>13年度</td><td>14年度</td><td>15年度</td></tr><tr><td>在宅指導</td><td>62</td><td>60</td><td>80</td><td>79</td></tr><tr><td>施設入所</td><td>41</td><td>20</td><td>13</td><td>16</td></tr><tr><td>家裁送致</td><td>7</td><td>7</td><td>2</td><td>1</td></tr><tr><td>その他</td><td>9</td><td>4</td><td>6</td><td>11</td></tr><tr><td>計</td><td>119</td><td>91</td><td>101</td><td>107</td></tr></table> ＊12年度調査の対象期間は12年4月～12月		12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	児童相談所	174	175	180	182	182	一時保護所	108	108	108	110	110		12年度	13年度	14年度	15年度	在宅指導	62	60	80	79	施設入所	41	20	13	16	家裁送致	7	7	2	1	その他	9	4	6	11	計	119	91	101	107	
	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度																																														
児童相談所	174	175	180	182	182																																														
一時保護所	108	108	108	110	110																																														
	12年度	13年度	14年度	15年度																																															
在宅指導	62	60	80	79																																															
施設入所	41	20	13	16																																															
家裁送致	7	7	2	1																																															
その他	9	4	6	11																																															
計	119	91	101	107																																															

男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会報告
A：「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について」（平成13年10月 男女共同参画会議決定）
B：「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について（その2）」（平成14年4月 男女共同参画会議決定）
C：「配偶者暴力防止法の施行状況等について」（平成15年6月 報告）
D：「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」（平成16年3月 報告）

施策の基本的方向	具体的施策	関連提言等	施策の実施状況及び関連統計等																														
	(3)国際的動向への対応 ①国際的動向への対応 児童買春や人の密輸（トラフィッキング）の問題に関し、平成12年11月に国連総会において採択された「国際組織犯罪条約（仮称）」、「人の密輸議定書（仮称）」及び平成12年5月に国連総会において採択された「児童売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書（仮称）」等の趣旨を十分に踏まえつつ、各国と協調し、これら問題の解決に向け引き続き積極的に取り組む。 また、一層の国際的な協力促進を呼びかけるため、我が国で平成13年に開催される「第2回児童の商業的性的搾取に反対する世界会議」などの国際会議を含め、国連等の国際的フォローアップに積極的対	・D「2 売買春・児童買春・人身取引（トラフィッキング）」 (3) 人身取引（トラフィッキング） ① 刑法（逮捕・監禁罪、略取・誘拐罪等）、職業安定法、労働基準法等の各種労働者保護法規、出入国管理及び難民認定法、売春防止法、風営適正化法、児童福祉法及び児童買春・ポルノ法等を厳格に適用するとともに、例えば、人身取引の被害者を使用する者等に対する規制を厳しくするなど、加害者の処罰の強化について検討する必要がある。 ② 被害者の保護に配慮する必要がある。 ③ 国際組織犯罪防止条約、人身取引議定書及び児童の売買等に関する児童の権利条約選択議定書については、早期の締結を図るべきである。 ④ 今後も国際協力に努めるべきである。	①国際的動向への対応 ○人身取引対策 ※ 平成16年4月に、内閣官房副長官補を議長とし、関係省庁の局長級を構成員とする、「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」が設置され、平成16年12月に、人身取引の防止・撲滅と被害者の保護を含む包括的・総合的な人身取引対策を早急に講じることを目指した「人身取引対策行動計画」を策定した。 ・「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書（Optional protocol to the Convention on the Rights of the Child on the sale of children, child prostitution and child pornography）」に署名し、締結について国会で承認（法務省、外務省 署名：14年5月10日、承認：16年4月21日） 上記議定書について、関係省庁において、これらを締結するための作業を実施している（法務省、外務省） ・「児童のトラフィッキング問題に関する国際シンポジウム」を、横浜会議のフォローアップとしてUNICEFとの共催により開催（外務省15年2月20-21日） ・「東南アジア諸国出入国管理セミナー」において、人身取引対策に関する議題を取り上げ、報告・協議（平成10年～13年、15年及び16年 法務省） ○トラフィッキング事案の検挙状況 <table><tr><th></th><th>検挙件数</th><th>検挙人員</th><th>対象女性総数</th></tr><tr><td>平成12年</td><td>80件</td><td>55人</td><td>104人</td></tr><tr><td>平成13年</td><td>64件</td><td>40人</td><td>65人</td></tr><tr><td>平成14年</td><td>44件</td><td>28人</td><td>55人</td></tr><tr><td>平成15年</td><td>51件</td><td>41人</td><td>83人</td></tr></table> ・平成15年11月、アジア女性基金主催の国際専門家会議及び公開フォーラムにおいて、警察庁担当職員が出席し、我が国の人身取引事犯の概要について発表、協議した。（警察庁）。 ・平成15年1月、アジア財団（TAF）及び国際労働機関（ILO）共催のトラフィッキングに関する国際シンポジウムにおいて、警察庁担当職員がパネリストとして出席し、我が国のトラフィッキング事案の現状について発表・協議した（警察庁）。 ・平成16年2月の約1か月間に全国の地方入国管理官署において行った違反調査に当たり、人身取引被害の有無等を聴取したところ、対象者3,517人のうち、被害者に該当する可能性が高いと認められた者の数は53人（タイ人34人、フィリピン16人、韓国人1人、インドネシア人1人、コロンビア人1人）であった。（法務省） ・各都道府県に設置されている婦人相談所（47ヵ所）では、各種の問題を抱えた女性に対し、相談、保護を行っており、必要な場合には一時保護（付設する一時保護所への一時的な入所）も行っている。これらの事業について国籍要件は課しておらず、外国人も対象となっている。（厚生労働省） ○婦人相談所におけるトラフィッキング被害女性の保護実績 <table><tr><th></th><th>13年度</th><th>14年度</th><th>15年度</th><th>16年度</th></tr><tr><td>一時保護件数</td><td>1件</td><td>2件</td><td>6件</td><td>20件</td></tr></table> ※ 平成16年度は平成17年1月1日現在の保護実績		検挙件数	検挙人員	対象女性総数	平成12年	80件	55人	104人	平成13年	64件	40人	65人	平成14年	44件	28人	55人	平成15年	51件	41人	83人		13年度	14年度	15年度	16年度	一時保護件数	1件	2件	6件	20件
	検挙件数	検挙人員	対象女性総数																														
平成12年	80件	55人	104人																														
平成13年	64件	40人	65人																														
平成14年	44件	28人	55人																														
平成15年	51件	41人	83人																														
	13年度	14年度	15年度	16年度																													
一時保護件数	1件	2件	6件	20件																													

男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会報告

- A：「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について」（平成13年10月 男女共同参画会議決定）
 B：「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について（その2）」（平成14年4月 男女共同参画会議決定）
 C：「配偶者暴力防止法の施行状況等について」（平成15年6月 報告）
 D：「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」（平成16年3月 報告）

施策の基本的方向	具体的施策	関連提言等	施策の実施状況及び関連統計等
			・「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人、特に女性及び児童の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書（仮称）」を締結するとともに、近年における人身の自由を侵害する犯罪に適切に対処するため、H16.9.8法務大臣が、法制審議会に対し、人身の自由を侵害する行為の処罰に関する罰則の整備について諮問 同日、法制審議会において、刑事法（人身の自由を侵害する犯罪関係）部会の設置を決定 H16.12.20上記部会において、近年における人身取引その他の人身の自由を侵害する犯罪等に適切に対処するための罰則の整備につき、以下のとおり意見が決定 (1)人身の売渡行為及び買受行為を犯罪とすること (2)「生命・身体加害目的」による略取行為等を犯罪とすること (3)被略取者等の「輸送」、「引渡し」、「蔵匿」行為を犯罪とすること (4)国外移送目的略取等の構成要件を「日本国外」から「所在国外」に拡大すること (5)逮捕・監禁及び未成年者略取・誘拐罪の法定刑を引き上げること 今後は、H17.2.9開催予定の法制審議会において、上記部会の決定を受けて審議の上、答申。それを踏まえて立案作業を進める予定。（法務省） ○児童買春対策 ・「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人、特に女性及び児童の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書（Protocol to Prevent, Suppress and Punish Trafficking in Persons, Especially Women and Children, Supplementing the United Nations Convention against Transnational Organized Crime）」に署名（法務省、外務省 14年12月9日） 上記議定書について、関係省庁において、これらを締結するための作業を実施している（法務省、外務省） （児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律については、「児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」の要請も取り込んだ一部改正案が、議員により平成16年通常国会に提出され、平成16年6月11日可決成立） ・「第2回児童の商業的性的搾取に反対する世界会議」をUNICEF、国際NGOのECPATインターナショナル及び児童の権利条約NGOグループの共催により開催（外務省 13年12月17-20日） 同会議において「横浜グローバル・コミットメント2001」を採択、宣言 ・外国捜査機関との緊密な連携による児童買春・児童ポルノ法に基づく日本国民の国外犯の取締りの推進（警察庁） ・東南アジアにおける児童の商業的・性的搾取対策に関するシンポジウム及び捜査官会議の開催（平成15年、16年～警察庁） ・東南アジアにおける児童の商業的・性的搾取対策に関するセミナー及び捜査官会議の開催（平成14年～警察庁） ・「第2回児童の商業的性的搾取に反対する世界会議」におけるワークショップ（児童の商業的性的搾取に係る犯罪に対する国際捜査協力に関する会合）の開催（警察庁 13年） ・G8によるオンライン上の児童の性的搾取を根絶するための対策の検討への積極的参画（平成14年～警察庁）

男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会報告
A：「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について」（平成13年10月 男女共同参画会議決定）
B：「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について（その2）」（平成14年4月 男女共同参画会議決定）
C：「配偶者暴力防止法の施行状況等について」（平成15年6月 報告）
D：「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」（平成16年3月 報告）

施策の基本的方向	具体的施策	関連提言等	施策の実施状況及び関連統計等																																									
5 セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	(1)雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進 ①企業等におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策 <u>男女雇用機会均等法のセクシュアル・ハラスメントに関する規定に基づき、セクシュアル・ハラスメント防止に関する事業主等の認識を高め、防止対策の徹底を図るとともに、実際に個別の問題が生じた場合に適切な対応がなされるよう企業に対する支援を積極的に行う。</u> <u>また、セクシュアル・ハラスメントによって、女性労働者が深刻な精神的苦痛を受けているケースや、結果的に退職を余儀なくされるケースも見られることから、専門的な知識、技術を持ったセクシュアルハラスメントカウンセラーの設置・活用等により、女性労働者に対する相談体制の充実を図るとともに、個別事案が生じた場合の適切な対処について企業に対する助言を行う。</u>	・D「3 セクシュアル・ハラスメント」 (1) セクシュアル・ハラスメント対策の充実 ① セクシュアル・ハラスメントの防止が職場等の組織運営上の重要な課題であるという認識を組織全体で持ち、組織を挙げて、セクシュアル・ハラスメントの防止や被害者の救済に当たることの重要性について、更なる啓発活動が必要である。 ② この観点から、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない旨を人権擁護を目的とする法律等に規定することについても検討する必要がある。 ③ 相談の窓口では、被害者のプライバシーを守るとともに、迅速かつ適切な対応を行い、相談したことが被害者の不利益にならないようにしなければならないのはもとより、被害者に対する精神的ケアなど、被害者の救済が十分図られねばならない。 ④ 周囲の者の不用意な言動により被害者の心を更に傷つけることのないようにするとともに、相談の結果が職場等の組織や環境の改善につながるような体制の整備が必要である。 ⑤ 相談対応者の役割の重要性にかんがみ、相談担当者への研修を実施するとともに、加害者への指導、加害者の懲戒処分等、加害者へ厳正に対応する必要がある。 ・D「3 セクシュアル・ハラスメント」 (2) 職場におけるセクシュアル・ハラスメント ① 男女雇用機会均等法第21条及びこれを受けた指針（平成10年労働省告示第20号）では、セクシュアル・ハラスメントに関する対応方針の明確化とその周知・啓発、相談・苦情窓口の明確化と相談・苦情への適切な対応などについて事業主に配慮義務が課せられており、これらを更に徹底する必要がある。 具体的には、パンフレットの配布などによる企業等への周知啓発、セクシュアル・ハラスメントの防止対策を講じていない企業やセクシュアル・ハラスメントが生じた場合に適切な対応がなされていない企業に対する是正指導、セクシュアル・ハラスメントを防止するための具体的なノウハウを提供する講習事業等をより一層推進していく必要がある。	①企業におけるセクシュアル・ハラスメントに関する雇用管理上の配慮義務の徹底（3、1（1）②に前掲） ・企業の取組の改善を促すため、セクシュアルハラスメント防止対策自主点検表（パンフレット）を作成、配布（厚生労働省 14年度～） ・セクシュアルハラスメントの防止対策を講じてない企業等に対して行政指導を実施（厚生労働省） ・パンフレットを配布し、企業等への周知啓発を実施（厚生労働省） ・相談体制の充実のためのセクシュアル・ハラスメントカウンセラーを設置（厚生労働省 12年度～）（47人） ・セクシュアルハラスメントを防止するための具体的なノウハウを提供する実践講習の事業を実施（厚生労働省） <table><tr><td colspan="2">実践講習参加人数</td><td colspan="4">（人）</td></tr><tr><td>12年度</td><td>13年度</td><td>14年度</td><td>15年度</td><td></td><td></td></tr><tr><td>20,130</td><td>17,624</td><td>14,566</td><td>10,106</td><td></td><td></td></tr></table> 雇用均等室における是正指導件数 <table><tr><td>12年度</td><td>13年度</td><td>14年度</td><td>15年度</td></tr><tr><td>5,239</td><td>5,798</td><td>4,975</td><td>5,190</td></tr></table> ・都道府県労働局雇用均等室に寄せられた職場におけるセクシュアル・ハラスメントに関する相談件数（厚生労働省） <table><tr><td>年 度</td><td>件 数</td><td>うち女性労働者等</td></tr><tr><td>平成12年度</td><td>8,614</td><td>5,883</td></tr><tr><td>平成13年度</td><td>7,633</td><td>5,925</td></tr><tr><td>平成14年度</td><td>7,682</td><td>5,924</td></tr><tr><td>平成15年度</td><td>7,403</td><td>5,924</td></tr></table>	実践講習参加人数		（人）				12年度	13年度	14年度	15年度			20,130	17,624	14,566	10,106			12年度	13年度	14年度	15年度	5,239	5,798	4,975	5,190	年 度	件 数	うち女性労働者等	平成12年度	8,614	5,883	平成13年度	7,633	5,925	平成14年度	7,682	5,924	平成15年度	7,403	5,924
実践講習参加人数		（人）																																										
12年度	13年度	14年度	15年度																																									
20,130	17,624	14,566	10,106																																									
12年度	13年度	14年度	15年度																																									
5,239	5,798	4,975	5,190																																									
年 度	件 数	うち女性労働者等																																										
平成12年度	8,614	5,883																																										
平成13年度	7,633	5,925																																										
平成14年度	7,682	5,924																																										
平成15年度	7,403	5,924																																										

男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会報告

- A：「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について」（平成13年10月 男女共同参画会議決定）
 B：「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について（その2）」（平成14年4月 男女共同参画会議決定）
 C：「配偶者暴力防止法の施行状況等について」（平成15年6月 報告）
 D：「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」（平成16年3月 報告）

施策の基本的方向	具体的施策	関連提言等	施策の実施状況及び関連統計等
	②国家公務員のセクシュアル・ハラスメント防止対策 男女雇用機会均等法が適用されない国家公務員については、<u>人事院規則10-10（セクシュアル・ハラスメントの防止等）（平成10年11月、人事院規則）及び人事院規則10-10（セクシュアル・ハラスメントの防止等）の運用について（平成10年11月、人事院事務総長通知）等に基づき、研修等の防止対策をより組織的、効果的に推進する。</u>		②国家公務員のセクシュアル・ハラスメント防止対策 ・セクシュアル・ハラスメント防止対策研修会の開催（人事院 11年度～） （対象：各府省のセクシュアル・ハラスメント防止担当者） （13年度）北海道、関東、近畿及び四国の各人事院地方事務局管内で延べ6回開催 （14年度）北海道、関東、中部及び中国の各人事院地方事務局管内で延べ6回開催 （15年度）北海道、東北、関東及び九州の各人事院地方事務局管内で延べ6回開催 （16年度）北海道、関東、中部、中国及び九州の各人事院地方事務局管内で延べ6回開催予定 ・新採用職員、管理職及びセクシュアル・ハラスメント相談員を対象に研修を実施（各府省） ・セクハラ一日電話相談の開設（人事院 11年度～） （対象：国家公務員及び公務職場において国家公務員と接触する一般国民） （13年度）東京で開設 （14年度）東京、札幌、高松で開設 （15年度）東京、仙台、広島で開設 （16年度）東京で開設 ・省内各部局及び機関ごとにセクシュアル・ハラスメント相談員を設置（各府省） ・セクシュアル・ハラスメント防止研修リーダー養成コースの実施（人事院 15年度～） （対象：各府省の研修担当者等） 人事院本院及び各地方事務局（所）管内で10回開催 各府省においてもセクシュアル・ハラスメントに関する研修を実施 ・人事院に寄せられたセクシュアル・ハラスメントに関する相談件数 （平成15年度：114件） ・防衛庁各機関において、新入隊員及び幹部隊員等に対し、セクシュアル・ハラスメント防止に関する教育を実施（防衛庁） （14年度）研修等数：43 （15年度）研修等数：47 ・国家公務員セクシュアル・ハラスメント防止週間に合わせ、防衛庁セクシュアル・ハラスメントホットラインを開設（防衛庁）

男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会報告
A：「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について」（平成13年10月 男女共同参画会議決定）
B：「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について（その2）」（平成14年4月 男女共同参画会議決定）
C：「配偶者暴力防止法の施行状況等について」（平成15年6月 報告）
D：「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」（平成16年3月 報告）

施策の基本的方向	具体的施策	関連提言等	施策の実施状況及び関連統計等																																																																																																																																																													
	(2)雇用以外の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進 ①教育等の場における対策 文部省におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程（平成11年3月、文部省訓令第4号）に基づき、各国立学校等に対し、セクシュアル・ハラスメントの防止のための研修の実施や苦情相談体制の整備、学内規程の制定などの取組が適切になされるよう指導に努める。また、公私立学校等に対しても、セクシュアル・ハラスメントの防止のための取組が進められるよう支援を行う。 このほか、請負形態など直接雇用関係にない労働や社会福祉関係等の場においても、今後取組が進められるよう支援を行う。	・D「3 セクシュアル・ハラスメント」 (3)教育の場におけるセクシュアル・ハラスメント 「ア 大学におけるセクシュアル・ハラスメント対策の充実」 ① 国立大学においては、ガイドラインや倫理規定等の作成、全ての教職員及び学生を対象とした研修会の実施など、学内におけるセクシュアル・ハラスメント防止のための様々な対策を引き続き推進することが求められる。 ② 公私立大学におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の充実も重要である。 ③ 学内における相談体制の整備に当たっては、第三者的視点を取り入れるなど、真に被害者の救済となるようにするとともに、再発防止のための改善策等が大学運営に反映されるものにする必要がある。 イ 大学以外の教育機関におけるセクシュアル・ハラスメント対策の充実 ① セクシュアル・ハラスメントを行った教員に対しては、懲戒処分も含め厳正な対応を行うとともに、教育関係者への研修等による服務規律の徹底、被害者である生徒等が相談しやすい環境づくり、相談や苦情に適切に対処できる体制の整備などを推進する必要がある。	①教育等の場における対策 ・国公立大学・教育委員会等に対して取組を促す（文部科学省 10年度～） ・国立学校等職員に対してセクシュアル・ハラスメントの防止についての研修を実施（文部科学省 12年度～） ・国立大学法人等に対し、セクシュアル・ハラスメント防止についての研修、啓発活動や苦情相談体制の一層の充実を促進する（文部科学省 16年度～） ・国立学校の教職員 ○ セクシュアル・ハラスメントに係る懲戒処分等の状況の推移 <table><tr><th rowspan="2">年度</th><th colspan="5">懲戒処分</th><th colspan="4">訓告以下</th><th rowspan="2">総計</th></tr><tr><th>免職</th><th>停職</th><th>減給</th><th>戒告</th><th>小計</th><th>訓告</th><th>文書 嚴重注意</th><th>口頭 嚴重注意</th><th>小計</th></tr><tr><td>平成13年</td><td>1</td><td>5</td><td>4</td><td>5</td><td>15</td><td>9</td><td>4</td><td>4</td><td>17</td><td>32</td></tr><tr><td>平成14年</td><td>1</td><td>9</td><td>6</td><td>1</td><td>17</td><td>6</td><td>2</td><td>2</td><td>10</td><td>27</td></tr><tr><td>平成15年</td><td>1</td><td>9</td><td>4</td><td>1</td><td>15</td><td>12</td><td>2</td><td>3</td><td>17</td><td>32</td></tr></table> ・公立小中高校の教職員 ○ わいせつ行為等に係る懲戒処分等の状況の推移 <table><tr><th rowspan="2">年度</th><th colspan="5">懲戒処分</th><th rowspan="2">訓告等</th><th rowspan="2">諭旨免職</th><th rowspan="2">総計</th></tr><tr><th>免職</th><th>停職</th><th>減給</th><th>戒告</th><th>小計</th></tr><tr><td>平成5年</td><td>9</td><td>5</td><td>3</td><td>1</td><td>18</td><td>3 (18)</td><td>7</td><td>28 (18)</td></tr><tr><td>平成6年</td><td>24</td><td>11</td><td>1 (2)</td><td>(1)</td><td>36 (3)</td><td>(30)</td><td>10</td><td>46 (33)</td></tr><tr><td>平成7年</td><td>13</td><td>9</td><td>5 (4)</td><td>(6)</td><td>27 (10)</td><td>6 (39)</td><td>17</td><td>50 (49)</td></tr><tr><td>平成8年</td><td>28</td><td>15</td><td>3 (1)</td><td>1 (1)</td><td>47 (2)</td><td>5 (53)</td><td>15</td><td>67 (55)</td></tr><tr><td>平成9年</td><td>33</td><td>9</td><td>4</td><td>3 (9)</td><td>49 (9)</td><td>5 (38)</td><td>11</td><td>65 (47)</td></tr><tr><td>平成10年</td><td>35</td><td>10</td><td>4 (1)</td><td>2 (7)</td><td>51 (8)</td><td>7 (56)</td><td>19</td><td>77 (64)</td></tr><tr><td>平成11年</td><td>56</td><td>24</td><td>12 (2)</td><td>5 (13)</td><td>97 (15)</td><td>7 (88)</td><td>11</td><td>115 (103)</td></tr><tr><td>平成12年</td><td>71</td><td>25</td><td>6 (2)</td><td>6 (13)</td><td>108 (15)</td><td>13 (77)</td><td>20</td><td>141 (92)</td></tr><tr><td>平成13年</td><td>53</td><td>31</td><td>10 (4)</td><td>6 (10)</td><td>100 (14)</td><td>11 (79)</td><td>11</td><td>122 (93)</td></tr><tr><td>平成14年</td><td>97</td><td>39</td><td>8 (6)</td><td>4 (29)</td><td>148 (35)</td><td>18 (130)</td><td>9</td><td>175 (165)</td></tr></table> () 内は、監督者責任により懲戒処分等を受けた者の数で外数である。	年度	懲戒処分					訓告以下				総計	免職	停職	減給	戒告	小計	訓告	文書 嚴重注意	口頭 嚴重注意	小計	平成13年	1	5	4	5	15	9	4	4	17	32	平成14年	1	9	6	1	17	6	2	2	10	27	平成15年	1	9	4	1	15	12	2	3	17	32	年度	懲戒処分					訓告等	諭旨免職	総計	免職	停職	減給	戒告	小計	平成5年	9	5	3	1	18	3 (18)	7	28 (18)	平成6年	24	11	1 (2)	(1)	36 (3)	(30)	10	46 (33)	平成7年	13	9	5 (4)	(6)	27 (10)	6 (39)	17	50 (49)	平成8年	28	15	3 (1)	1 (1)	47 (2)	5 (53)	15	67 (55)	平成9年	33	9	4	3 (9)	49 (9)	5 (38)	11	65 (47)	平成10年	35	10	4 (1)	2 (7)	51 (8)	7 (56)	19	77 (64)	平成11年	56	24	12 (2)	5 (13)	97 (15)	7 (88)	11	115 (103)	平成12年	71	25	6 (2)	6 (13)	108 (15)	13 (77)	20	141 (92)	平成13年	53	31	10 (4)	6 (10)	100 (14)	11 (79)	11	122 (93)	平成14年	97	39	8 (6)	4 (29)	148 (35)	18 (130)	9	175 (165)
年度	懲戒処分					訓告以下				総計																																																																																																																																																						
	免職	停職	減給	戒告	小計	訓告	文書 嚴重注意	口頭 嚴重注意	小計																																																																																																																																																							
平成13年	1	5	4	5	15	9	4	4	17	32																																																																																																																																																						
平成14年	1	9	6	1	17	6	2	2	10	27																																																																																																																																																						
平成15年	1	9	4	1	15	12	2	3	17	32																																																																																																																																																						
年度	懲戒処分					訓告等	諭旨免職	総計																																																																																																																																																								
	免職	停職	減給	戒告	小計																																																																																																																																																											
平成5年	9	5	3	1	18	3 (18)	7	28 (18)																																																																																																																																																								
平成6年	24	11	1 (2)	(1)	36 (3)	(30)	10	46 (33)																																																																																																																																																								
平成7年	13	9	5 (4)	(6)	27 (10)	6 (39)	17	50 (49)																																																																																																																																																								
平成8年	28	15	3 (1)	1 (1)	47 (2)	5 (53)	15	67 (55)																																																																																																																																																								
平成9年	33	9	4	3 (9)	49 (9)	5 (38)	11	65 (47)																																																																																																																																																								
平成10年	35	10	4 (1)	2 (7)	51 (8)	7 (56)	19	77 (64)																																																																																																																																																								
平成11年	56	24	12 (2)	5 (13)	97 (15)	7 (88)	11	115 (103)																																																																																																																																																								
平成12年	71	25	6 (2)	6 (13)	108 (15)	13 (77)	20	141 (92)																																																																																																																																																								
平成13年	53	31	10 (4)	6 (10)	100 (14)	11 (79)	11	122 (93)																																																																																																																																																								
平成14年	97	39	8 (6)	4 (29)	148 (35)	18 (130)	9	175 (165)																																																																																																																																																								

男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会報告
A：「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について」（平成13年10月 男女共同参画会議決定）
B：「『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について（その2）」（平成14年4月 男女共同参画会議決定）
C：「配偶者暴力防止法の施行状況等について」（平成15年6月 報告）
D：「女性に対する暴力についての取り組むべき課題とその対策」（平成16年 3月 報告）

施策の基本的方向	具体的施策	関連提言等	施策の実施状況及び関連統計等
6 ストーカー行為等への対策の推進	(1)ストーカー行為等への厳正な対処 ①ストーカー行為等への厳正な対処 被害者からの相談、申出を受けて、警告等の行政措置、検挙措置及び被害者保護活動を的確に遂行するための体制を整備するとともに、ストーカー規制法に抵触する行為に対しては、同法に基づいた警告、禁止命令等の行政措置、検挙措置等を講じていく。 また、ストーカー規制法に基づく警告、禁止命令等の実施状況、援助事例及びストーカー行為者についての情報を警察全体で共有し、ストーカー規制法の運用を推進するため、これらの情報に関するデータベースの整備を検討する。 (2)被害者の支援及び防犯対策 ①被害者の支援及び防犯対策 ストーカー規制法に基づき、被害者からの申出に応じた自衛措置の教示等の援助のほか、携帯用自動通報装置の整備等各種被害防止策を的確に実施する。また、関係行政機関・団体との連携を強化して、効果的な被害者支援を推進する。 さらに、ストーカー行為等の実態等の分析に基づく被害防止策に関する調査研究や民間企業が提供しているストーカー行為の被害防止に効果的な各種サービス及び防犯機器に関する調査研究の実施を検討する。	・D「4 ストーカー行為等」 (1) ストーカー規制法の周知 ① どういう行為がストーカー行為に当たるのか、ストーカー事案に関して、警察がどのような取締りや対応ができるのかなどについて、今後、一般国民に対する広報や警察での被害者に対する分かりやすい説明をより一層推進していく必要がある。 (2) 被害者の救済の充実 ① 今後とも被害者の救済を充実させるため、警察の迅速な対応や関係者間の緊密な連携を図っていく必要がある。 (3) 配偶者暴力防止法との連携強化 ① 警察は、ストーカー規制法に基づき、親族等の求めに応じて、加害者へ警告等を行うことにより、配偶者からの暴力による被害者及びその親族等のより効果的な保護に努めていかなければならない。 ② 配偶者暴力相談支援センターや警察は、配偶者からの暴力の被害者に対して、ストーカー規制法の制度についても説明するなど、被害者の安全を確保するための選択肢を一つでも多く紹介し、これを活用していくことが必要である。 ③ 配偶者暴力防止法及びストーカー規制法の適用範囲から外れるようなつきまといであっても、人格権（私生活の平穏等）の侵害として不法行為に該当するものについては、民事保全法の規定により、当該人格権を被保全権利として、裁判所に接近禁止その他の仮処分の申立てを行う方法があることも周知すべきである。	①ストーカー行為等への厳正な対処 ・ストーカー行為等の取締り等に必要な体制の確立のための地方警察官増員（警察庁） ・ストーカー事案の取締りを実施（7－1（2）③前掲）（警察庁） ・ストーカー事案に関する情報管理システムの整備運用（警察庁 平成15年～） ①被害者の支援及び防犯対策 ・緊急時に最寄の警察署に通報する機能等を備えた携帯用自動通報装置の整備の推進（警察庁） ・ストーカー被害防止のための調査研究の実施（警察庁 平成14、15年）